

**【就労証明書記入例】**

第2号様式(第4条関係)

会社の所在地ではなく、実際に仕事をする場所の住所を記入してください。

〈雇用年月日〉  
いつから就労しているかをご記入ください。これから就労する場合、採用予定日でもかまいません。  
〈雇用期限〉  
期限付き契約の場合にご記入ください。  
※雇用契約の更新予定を特記事項に記載してください。  
放課後児童健全育成事業の利用期間前及び期間中に雇用期間が切れた場合は、就労継続の確認及び証明書の再提出をお願いすることがあります。

フレックスタイム制や変則勤務等が導入され、始業時刻及び終業時刻が変動する場合は、必ずシフト表を提出してください。

例) 土日・祝日、日曜日・平日1日など  
※週休日が不定期の場合は、右のような記入でもかまいませんが、そのときは社内カレンダーと併せてシフト表を提出してください。

不規則の出勤や契約に関すること、育児休業等の時間短縮勤務等、上記以外の記載事項があればご記入ください。

在宅勤務を伴う勤務がある場合は、1か月あたりの日曜日を除く勤務日数及び在宅勤務日数をご記入ください。

就労証明書の有効期限は、この証明日から、3か月です。(利用申請日時時点で有効期限を超えていないこと。)

**〈訂正する場合〉**  
修正テープなどは使用せずに、**二重線で取消した上で訂正印(証明者【代表者か記入者】の印)**を押してください。

就 労 証 明 書	
就 労 者	住 所 春日井市 〇〇町 〇〇〇
	氏 名 春日井 太郎
	勤務場所の住所 〇〇市 〇〇町 〇〇-〇〇
	雇 用 形 態 1 正社員・職員 ② 契約社員・派遣社員 3 パート・アルバイト
	雇 用 ( 採 用 ) 年 月 日 〇〇 年 〇 月 〇 日
	雇 用 期 間 が 定 め ら れ て い る 場 合 は そ の 期 限 〇〇 年 〇 月 〇 日
	所 定 労 働 時 間 1 週 あたり 40 時 間 分
	始 業 時 刻 9 時 〇〇 分 終 業 時 刻 18 時 〇〇 分
	週 休 日 月8日(シフト制) 曜日
	所 定 労 働 時 間 を 超 え る 労 働 時 間 ① なし ② あり(1月あたり10時間分) <〇月実績>
	1 雇 用 期 間 が 定 め ら れ て い る 場 合 の 更 新 予 定 (あり・なし)
	2 時 間 短 縮 勤 務 制 度 の 取 得 の 有 無 【令和6年4月1日現在】 (あり・なし)
	※「あり」の場合、上記の「所定労働時間」は、令和6年4月1日現在の時間短縮された勤務時間の内容を記載してください。
	3 在 宅 勤 務 の 有 無 (あり・なし)
	※「あり」の場合、次の日数を記載してください
	1 月 あたり の 勤 務 日 数 [日 曜 日 を 除 く] → ( 日 )
	そ の 内 の 在 宅 勤 務 日 数 [日 曜 日 を 除 く] → ( 日 )
	4 そ の 他 の 特 記 事 項 ※ 勤 務 日 お よ び 時 間 は、別 紙 シ フ ト 表 の と お り
	上 記 の 内 容 に 相 違 っ た い こ と を 証 明 し ま す。 〇〇 年 〇 月 〇 日
	証 明 者 所 在 地 〇〇市 〇〇町 〇〇-〇〇
	名 称 〇〇△△株式会社
	代 表 者 代 表 取 締 役 □□ □□
	電 話 番 号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	記 入 者 総 務 部 人 事 課 ■■ ■■ ■■
	記 入 者 連 絡 先 ●●●●-●●-●●●●

この証明書は、放課後児童健全育成事業の利用にあたり保護者の勤務状況を把握するために必要な書類です。必ず雇用主の方が記入してください。内容確認のため、就労先に連絡をすることがあります。

次のような場合、放課後児童クラブの利用ができなくなる場合があります。  
・証明内容と事実が相違するとき  
・雇用期限が過ぎてても、就労継続の証明がなされないとき

1週あたりの勤務時間 = 1週の勤務日数 × 1日の勤務時間

労働協定や規程などにより、上記の方法で計算できない場合はその旨を特記事項にご記入ください。  
※休憩時間及び残業時間を含まない契約上の時間をご記入ください。  
※時間短縮勤務の場合は、令和6年4月1日現在の内容を記載してください。また、特記事項も併せてご記入ください。

1か月あたりの残業時間をご記入ください。  
“〇月見込み” “〇年〇月～〇月平均”などを付記してください。

〈証明者欄〉  
記載内容が真実であると証明した人を明らかにするものです。  
※証明者(代表者)は、支店長、工場長、人事課長などでも構いません。

記入者には「所属と氏名」、記入者連絡先には「所属の電話番号」を記入してください。  
※本証明書の内容について、電話確認を行う場合があります。  
※証明書を「偽造」「変造(無断作成、改変)」した場合は、証明者の押印がない場合であっても法律に抵触し得るとともに、児童クラブの利用を取り消す場合があります。詳しくは、別紙「保護者の皆様へ」をご確認ください。

記入方法についてのお問い合わせは、  
春日井市 子育て子育て総合支援館  
放課後児童クラブ担当  
(☎0568-35-3501) まで

## 保護者の皆様へ

### 証明書を「偽造」「変造(無断作成・改変)」した場合について (お知らせ)

子育て子育て総合支援館放課後児童クラブの利用申込みなどの手続きの際に、添付いただく就労証明書等については、令和3年4月1日から押印を省略して提出いただくことが可能となります。

ただし、申請者自身が偽造、変造(無断作成・改変)した場合は、証明者の押印がない場合であっても、「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますので、ご注意ください。

※ 証明書の内容について、記入者に電話連絡等を行う場合があります。

※ 提出書類の偽造、変造(無断作成・改変)等があった場合は、利用許可を取り消す場合があります。

### 押印のない就労証明書等を偽造、変造(無断作成・改変)した場合について

刑法において、

- 有印私文書偽造罪(刑法 159 条 1 項)は行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合
- 有印私文書変造罪(刑法 159 条 2 項)は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

にそれぞれ成立する。

### 就労証明書等に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、

- 私電磁的記録不正作出罪(刑法 161 条の 2 第 1 項)は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合

に成立する。

#### 【参 考】

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	3 月以上 5 年以下の懲役
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金
私電磁的記録不正作出罪の法定刑	5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金